

宇部市告示第107号

地方自治法第260条の2第10項の規定に基づく地縁による団体の告示された事項の一部を次のように定める。

令和8年4月24日

宇部市長 篠崎圭二

地縁による団体名	変更事項	変更前	変更後
花園自治会北班	代表者の氏名住所	大垣 勇 宇部市大字東岐波2297番地9	村上 敦夫 宇部市大字東岐波2407番地3

地縁による団体名	変更事項	変更前	変更後
西岐波区栄町自治会	代表者の氏名住所	田中 成二 山口県宇部市今村南三丁目4番50号	河村 孝夫 山口県宇部市床波二丁目2番19号

地縁による団体名	変更事項	変更前	変更後
(法)際波台自治会	代表者の氏名住所	吉岡 隆志 宇部市大字際波708番地47	大橋 繁雄 宇部市大字際波708番地6